【規程番号　神女短Ⅵ－003】

神戸女子短期大学学生表彰制度運用細則

（目的）

第１条　この細則は、行吉学園学生表彰規程（以下「表彰規程」という。）第２条の各号に該当する学生個人又は団体を表彰することを目的とする。

（推薦方法）

第２条　表彰対象候補者の推薦は、次の方法により行う。

(1) 表彰規程第２条第１号に該当する者は、学科ごとに全在籍期間を通して成績が最も優秀かつ品行方正な者を候補者として選び、学科主任は教務部長及び学生部長と確認のうえ、部局長等会議に推薦する。

(2) 表彰規程第２条第２号に該当する者は、学友会に登録されたクラブ又は同好会に所属する個人又は団体の中から、所定の書式により学生課に届けられた活動成果に基づいて、学生委員会で審査のうえ、候補者を選び部局長等会議に推薦する。

(3) 表彰規程第２条第３号に該当する個人又は団体は、本学学生又は教職員から所定の書式により学生課が届けを受け、学生委員会で審査のうえ、候補者を選び部局長等会議に推薦する。

(4) 表彰規程第２条第４号に該当する個人又は団体は、本学学生又は教職員から所定の書式により学生課が届けを受け、学生委員会で審査のうえ、候補者を選び部局長等会議に推薦する。

(5) 表彰規程第２条第５号に該当する者は、本学学生又は教職員が所定の書式により学生課へ申し出、学生委員会の協議により部局長等会議に推薦する。

（表彰候補者の公表）

第３条　表彰対象者は公表する。ただし、公表するにあたっては本人の同意を得るものとする。

（表彰の対象期間）

第４条　表彰規程第２条第１号の対象期間は在籍期間の全てとし、第２条第２号から第５号については、毎年４月から翌年の３月までとする。

（表彰式）

第５条　表彰規程第２条第１号の対象者については、その対象者の学位記授与式において表彰を行う。

２　表彰規程第２条第２号から第５号の各対象者については、その決定された年度末に表彰を行う。

（細則の改廃）

第６条　この細則の改廃は、学生委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

この運用細則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この運用細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この運用細則は、平成 30 年 10 月 11 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附　則

この運用細則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この運用細則は、令和８年４月１日から施行する。（委員会名称の変更）